

各資金種類について

1. 総合支援資金

1 貸付対象世帯

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために、継続的な相談支援（就労支援・家計改善支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯で、次の要件すべてに該当する世帯

- ①低所得世帯であって、失業や収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②原則65歳未満であること
- ③公的な書類等で本人確認が可能であること
- ④現に住居を有している又は自治体における「住居確保給付金」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ⑤借入相談から償還完了まで、社会福祉協議会・民生委員・自立相談支援事業所・公共職業安定所からの継続的支援を受けることに同意できること
- ⑥貸付と支援により、今後自立した生活及び借受けた資金の償還（返済）が見込めること
- ⑦失業給付・生活保護・年金・求職者支援制度等を含む他の公的給付又は公的貸付を現に受けられないこと
- ⑧継続的に求職活動を行えること（ここでの求職活動とは、求人先への応募・求人先との面接又は採用試験の受験などをいう。）
- ⑨原則として、「法」に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意できること

2 貸付内容

貸付費目	主な用途	貸付額等
生活支援費（※1）	①再就職や生活再建までの間に必要な生活費	単身世帯：月額15万円以内 複数世帯：月額20万円以内
住宅入居費（※2）	①敷金・礼金等 ②不動産仲介手数料 ③火災保険料 ④入居保証料 ⑤入居に対して初期の支払いを要する賃料・共益費・管理費	40万円以内
一時生活再建費	①新たに就業するために必要な支度費・技能習得費 ②現在居住している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用・家具什器費等 ③②の場合で、住居確保給付金を併せて申請している場合は、家具什器費等 ④公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合（住居の退去を求められる、電気・ガス・水道が止められる等）の、滞納分の支払いに必要な経費	60万円以内

（※1）生活支援費の申込可能月数は、原則3か月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、他制度（住居確保給付金）に準じて、最長12か月まで貸付を延長可能です。就職先が決まらずに引き続き貸付が必要な際には、再度、お住まいの市区町村社会福祉協議会へご相談が必要です。

債務整理等の手続き費用は貸付対象外です。

生活支援費の月額は、離職又は減収前の世帯の収入等を勘案し、審査により減額となる場合があります。

貸付期間中に就職が決まった場合、給与支給開始前までの期間が貸付金の送金期間となります。

（※2）住宅入居費は、不動産賃貸契約の不動産媒介業者の口座へ送金します。（この場合、自治体へ住居確保給付金の申請を行い、その際に配布された必要書類に、入居を希望する住居を仲介する不動産業者より必要事項を記載の上、自治体へ提出することが必要です。）

3 据置期間（償還開始までの期間）・償還期間（返済期間）

- ①据置期間は最終貸付日から6か月以内
- ②償還期間は据置期間終了後10年以内（120回）

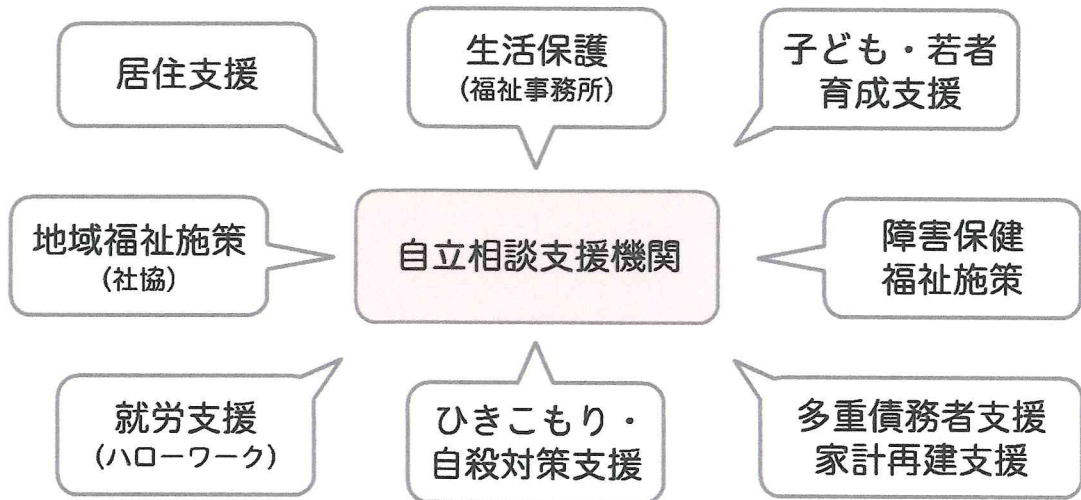
4 申込に必要な書類

借入申込に際しては、P4の8の共通書類①～④のほか、下記の書類を提出していただきます。

- ①借入申込世帯が他の制度による給付や貸付を受けている又は申込んでいる場合は、その状況が分かる書類
- ②離職日が分かる書類（離職票・雇用保険受給資格者証）、自営業の方が廃業し、新たな就労を希望している場合には、税務署等へ提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ③求職活動等、世帯の自立に向けた取り組みについての自立計画書
- ④借入に必要な金額の根拠が分かる書類（住宅入居費・一時生活再建費の場合）
- ⑤生活困窮者自立支援制度に伴う、自立相談支援事業所を利用していることが確認できる書類
- ⑥その他、宮城県社会福祉協議会が必要と判断した書類

※なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を約束するものではありません。

【自立相談支援機関と他施策との連携イメージ図】



2-1 福祉資金・福祉費

1 福祉費対象経費・対象世帯および貸付内容

(凡例：低所得世帯→低、障害者世帯→障、高齢者世帯→高)

貸付対象経費	対象世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間
①生業を営むために必要な経費(生業費)	低・障・高	460万円以内	貸付けの日 から6か月以内 (分割による貸付 の場合は、最終 貸付日から6か月 以内)	20年以内
②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(技能習得費)	低・障・高	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内		8年以内
③住宅の増改築・補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費(住宅修繕費)	低・障・高	250万円以内		7年以内
④福祉用具等の購入に必要な経費(福祉用具購入費)	低・障・高	170万円以内		8年以内
⑤障害者用自動車の購入に必要な経費(自動車購入費)	障	250万円以内		8年以内
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	低・障・高	513.6万円以内		10年以内
⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費(療養費)	低・障・高	療養期間が 1年を超えないとき 170万円以内 1年を超えて 1年6か月以内のとき 230万円以内		5年以内
⑧介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費(介護等費)	低・障・高	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないとき 170万円以内 1年を超えて 1年6か月以内のとき 230万円以内		5年以内
⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費(災害臨時費)	低・障・高	150万円以内		7年以内
⑩冠婚葬祭に必要な経費(冠婚葬祭費)	低・障・高	50万円以内		3年以内
⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費(転居・給排水設備費)	低・障・高	50万円以内		3年以内
⑫就職・技能習得等の支度に必要な経費(支度費)	低・障・高	50万円以内		3年以内
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	低・障・高	50万円以内		3年以内

(注) 購入済のものや、発注・契約済の場合は対象となりません。

2 申込に必要な書類

借入申込に際しては、P4の8の共通書類①～④のほか、下記の書類を提出していただきます。

- ①借入申込世帯が他の制度による給付や貸付を受けている又は申込んでいる場合はその状況が分かる書類
 - ②障害者世帯については、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
 - ③生活保護受給世帯については、生活保護実施機関の長（福祉事務所長）の意見書、扶助の金額が分かるもの（保護変更決定通知書等）
 - ④生業費の貸付に係り連帯保証人を設定する場合は、下記の確認のための書類
 - (1) 連帯保証人の、契約締結1か月以内の保証債務履行意思表示の公正証書の写し
 - (2) 借受人が連帯保証人へ情報提供義務がある次に掲げる項目について、情報提供の履行を確認した、借受人及び連帯保証人の署名がある書類の写し
 - ・財務と収支の状況
 - ・主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ・主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容
 （その他、下記の貸付対象経費別添付書類の他に、宮城県社会福祉協議会が必要と判断した書類を求める場合があります。）
- ※なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を約束するものではありません。

貸付対象経費	添付書類	留意事項
①生業費	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の「事業計画書」 ・業種別事業許可証（申請書）免許証等の写し ・業者の見積書 ・前年分の確定申告書決算書及び収支内訳書等の写し (P4-8③参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費、不動産取得費用、営業権など購入費用は対象となりません。 ・個人以外の法人や団体に対する貸付は行っていません。 ・免許や許可等が必要な業種は、申込時に免許や許可等を得ている必要があります。 ・見積金額のうち、10%以上の自己資金が必要です。
②技能習得費	<ul style="list-style-type: none"> ・合格通知又は在学証明書の写し ・学費に係る経費明細書（見積書）の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる施設、学校等は、学校教育法に規定のない専門学校等です。 ・習得期間が6か月を超える場合は、習得期間について法令に定めがあることが必要です。 (注) 技能習得者が未成年の場合は、親権者が連帯借入申込者になる必要があります。
③住宅修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の見積書の写し ・工事の平面図及び写真(工事前のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了までの間、一時的な転居が必要な場合の費用も対象となります。 ・新築費用は対象となりません。
④福祉用具購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の見積書の写し ・当該用具のパフレット ・福祉用具専門相談員又は医師からの意見書 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の方や障害をお持ちの方等が日常生活で不便を解消するための小規模な住宅補修や設備工事も対象となります。 (注) 介護保険法等の制度適用が優先されます。
⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者の運転免許証の写し ・購入希望車両の見積書並びにカタログ ・現在保有している自動車登録証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、購入希望の車両取得総額の10%以上の自己資金が必要です。 (注) 申請時や審査において車両の使用目的や世帯の状況から、買替の必要性や車種やグレード等について見直していただく場合があります。
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・追納保険料納付書 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づき、国民年金保険料の追納が可能な人が対象です。

⑦療養費	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の「療養に関する診療並びに所要経費概算見込書」 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養期間が1年6か月を超えず、療養期間終了後に就労等の再開による増収が見込まれることが必要です。 ・病院から療養期間や経費の概算がわかる書類を提出していただきます。 ・健康保険適用外の医療費用や家族の自宅から病院までの交通費等は対象となりません。
⑧介護費等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用負担額が記載された書類等の写し ・障害福祉サービス受給者証の写し ・介護保険証の写し ・サービス費の内訳がわかる請求書又は領収書 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に入所され、住民票を施設へ異動した場合には、以前お住まいの市区町村の社会福祉協議会が相談窓口となります。
⑨災害臨時費	<ul style="list-style-type: none"> ・官公署発行の罹災又は被災証明書 ・工事の平面図（工事前後） ・現況がわかる写真（工事前） ・業者の見積書 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用とされない災害による被害があった場合、又は災害救助法の適用があっても災害援護資金の貸付が行われない場合に対象となります。 ・他者への損害賠償を目的とした費用や住宅の撤去費用等は、貸付の対象となりません。
⑩冠婚葬祭費	<p>【葬儀費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書の写し ・葬儀費用の内訳がわかる見積書又は請求書 <p>【結婚費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚式及び披露宴にかかる経費見積書 	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀費用については、既に葬儀を執り行った場合でも対象となります。この場合は、葬儀を行ったことがわかる請求書等、亡くなられたことが確認できる書類の提出が必要となります。 ・結婚等のお祝いの催事費用については、真に必要とする理由が求められます。
⑪転居・給排水設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書又は内定通知書 ・業者の見積書 ・交換器具のカタログ 	<ul style="list-style-type: none"> ・転居の必要性（就職先が現在の住まいから通勤困難である、現在の家賃が高く安価な家賃へ移行する等）が明確であり、かつ合理的であることが必要です。 ・転居費用に関する相談先は、転居（予定）先の市区町村の社会福祉協議会となります。 ・お住まいの給排水設備の補修や交換費用が対象となります。
⑫支度費	<ul style="list-style-type: none"> ・採用通知又は内定通知書 ・合格通知書又は在学証明書 ・業者の見積書 ・生活に必要な家電、家具、寝具の見積書 	<ul style="list-style-type: none"> ・転居費用が不足している場合や、転居先での日用品の購入費用が不足している場合も貸付けの対象となります。 ・就労が決定している人で、業務上、自動車運転免許の取得を求められている場合には、免許取得費用も貸付の対象となります。 <p>※支度費の借受人が未成年の場合は、親権者が連帯借受人になる必要があります。</p>
⑬その他費用	<p>【出産費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の写し、経費の見積書 <p>【就学旅行の費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行に係る経費明細書 <p>【国民年金保険料等の掛金未払い分の費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金機構からの追納通知書等（未払い保険料を支払うことで、今後受給できる年金額を示す書類） ※【生活保護世帯がエアコン等の日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する費用】 <ul style="list-style-type: none"> ・業者の見積書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等施設における不足する出産費用が貸付対象です。 ・学校教育法に定める小・中・高等学校の不足する修学旅行費用が貸付対象です。 ・追納により年金が受給できる国民年金保険料等の支払いが貸付対象です。 ・福祉事務所が購入を認め、返済は生活保護費からの福祉事務所による代理納付が原則となります。

※生業費については、第三者機関「生活福祉資金運営委員会」に用途の内容及び貸付の可否について求める場合があります。

2-2 福祉資金・緊急小口資金

1 貸付対象世帯

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

2 資金使途

次の理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の資金です。
原則として自立相談支援事業所の支援を受けることが必要です。

借入理由	添付書類
①医療費又は介護費の支払い等、臨時の生活費が必要なとき	請求書（医療費・介護費の請求書等）
②火災等被災によって生活費が必要なとき	官公署が発行する被災証明書
③年金・保険・公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき	年金や公的給付の支給開始時期がわかる書類
④会社からの解雇・休業等による収入減のため生活費が必要なとき	解雇通知書・内定通知書・給料等の支給開始時期がわかる書類
⑤滞納していた税金・国民健康保険料・年金保険料の支払いにより支出が増加したとき	行政・年金事務所が発行する領収書
⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき	公共料金の請求書等
⑦法に基づく支援や、実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき	公的給付の支給開始時期がわかる書類
⑧給与等の盗難によって生活費が必要なとき	盗難届・紛失届（給与等の盗難・紛失を示す書類）

3 貸付内容

貸付限度額	据置期間	償還期間
10万円以内	2か月以内	12か月以内

4 申込に必要な書類

借入申込に際しては、P4の8の共通書類①～④のほか、上記2の各項目の添付書類・自立相談支援事業所が作成する利用証明書・自立相談支援事業所の収受印のある、本人署名の相談受付・申込票の写しが必要です。

※ なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を約束するものではありません。

3 教育支援資金

1 貸付対象世帯

低所得世帯

2 資金使途

学校教育法に定められた高等学校、短大、大学などの入学や修学に必要な経費の貸付です。

3 貸付内容

①教育支援費

学校教育法に規定されている高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程含む)、大学(専門職大学、短大、専門職短期大学、専修学校の専門課程含む)、又は高等専門学校に修学するために必要な経費(注1)実際に学費としてかかる金額から、自己資金で対応できる金額を除いた不足額について、限度額の範囲内で貸付します。

(注2) まだ支払いが済んでいない授業料等が対象になります。

(注3) 授業料の滞納分については、学校教育法に規定されている高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程含む)に在学し、授業料の滞納により卒業又は進級ができない場合の当該滞納授業料について、自己資金が不足する場合は対象となります。また、送金は原則、学校への直接送金となります。なお、すでに教育支援費で貸付済の資金の滞納への再貸付はできません。

②就学支度費

高等学校や大学などの入学時に、一時的に必要な経費

(注1) 入学に際してかかる金額から、自己資金で対応できる金額を除いた不足額について、限度額の範囲内で貸付します。

(注2) まだ支払いが済んでいない入学費等が対象になります。

③貸付上限額

資金費目	高等学校 専修学校(高等課程)	高等専門学校	短期大学 専門職短期大学 専修学校(専門課程)	大学 専門職大学
教育支援費(※)	月額35,000円以内	月額60,000円以内	月額60,000円以内	月額65,000円以内
就学支度費	500,000円以内(入学時のみ1回限り)			

(※) 教育支援費において、特に必要と認める場合に限り、貸付上限の1.5倍の額まで申請ができます。

(注) ご利用に際しては、就学者が借受人となり、世帯の生計中心者が連帯借受人として申込みできます。

4 据置期間・償還期間

①据置期間は、卒業後6か月以内(中途退学した場合は、退学した月の翌月から6か月以内)

②償還期間は、据置期間終了後20年以内(ただし、貸付金額に応じた期間設定となります)

5 申込に必要な書類

借入申込に際しては、P4の8の共通書類①～④のほか、下記の書類を提出していただきます。

①借入申込世帯が他の制度による給付や借入を受けている又は申込んでいる場合は、その状況がわかる書類

②受験前の場合は、受験票又は学業にかかる経費がわかる資料(送金は合格発表後になります)

合格発表後の申込みは合格通知の写し、在学中の場合は在学証明書又は写真付の学生証の写し

(注) その他、宮城県社会福祉協議会が求める必要な書類を提出していただくことがあります。

※ なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を約束するものではありません。

6 他貸付制度等の優先の原則について

- ①他制度による借入ができる場合は、その制度の利用が優先します。それらの資金を利用した上で、不足が生じる場合は、本資金との併用が可能となることがあります。
- ②高等学校・専修学校高等課程の学費等についての利用制度の優先順位は、以下のとおりです。
- 第1順位 高等学校等就学支援金
 - 第2順位 高校生等奨学給付金（生活保護受給世帯、非課税世帯）
 - 第3順位 母子父子寡婦福祉資金
 - 第4順位 生活福祉資金（教育支援資金）
- ③高等学校等就学支援金制度は、令和2年4月から支援金の上限額を引き上げることにより、私立高等学校の授業料についても実質無償化となりました。ただし、入学金や教科書代や修学旅行代は、無償化の対象となりませんので、高等学校等就学支援金制度のほか、都道府県が実施する、高校生等奨学給付金や低所得世帯の教育負担を軽減するための他の支援策について確認の上、不足分に関しては教育支援資金での貸付が可能となります。
- ④令和2年4月から、低所得世帯の学生の大学等への就学を支援するため、「高等教育の修学支援制度」が実施されています。給付型奨学金の給付対象になれば、大学、専門学校等の授業料や入学金が免除または減額されます。詳しくは日本学生支援機構、進学先の学校にお問い合わせください。
- ⑤専門学校、専門職短期大学、短期大学、専門職大学、大学の学費等についての利用制度の優先順位は、以下のとおりです。
- 第1順位 日本学生支援機構給付型奨学金+入学金・授業料の減免
 - 第2順位 各種給付制度
 - 第3順位 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）
 - 第4順位 母子父子寡婦福祉資金
 - 第5順位 生活福祉資金（教育支援資金）
 - 第6順位 日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）
- ⑥本貸付決定後に、各種給付制度や給付型奨学金、本制度よりも優先する貸付制度の利用が決定された場合には、不要になった本貸付金額を辞退していただきます。
- （注）本制度の規定により、他制度が利用可能な場合は利用可能な制度をご利用いただきます。
また、利用の優先順位としては、返済不要な給付型の制度の利用について最初にご検討いただき、次に本制度以外の貸与型の制度利用をご検討ください。
なお、審査にあたっては、これらの制度利用を推奨するとともに、必ず利用の可否は確認しますのでご承知ください。

4-1 不動産担保型生活資金

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付する制度です。

1 対象となる世帯

- ①借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯であること
(注1) 同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、配偶者と共有している不動産も対象となります。
(注2) マンションは本貸付制度の貸付対象外です。
- ②原則として、世帯の構成員全員が65歳以上であること。
- ③世帯の構成が次のいずれかであること。
・単身 ・夫婦のみ ・借入申込者の親又は配偶者の親が同居
- ④本件不動産に、貸借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- ⑤公的資金の貸付を受けていないこと。

2 貸付内容

貸付限度額	本件不動産土地のうち、宮城県社会福祉協議会が依頼する不動産鑑定士の鑑定評価額の70%程度
貸付期間	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は借受人が死亡するまでの期間 (注) 借受人が亡くなられた場合は、借受人の配偶者が貸付契約を承継する場合を除き、契約終了となります。
貸付月額	1か月あたり30万円以内の額とし、原則3か月ごとに送金
貸付利子	年利3%又は毎年度4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い方
償還期間・償還方法	貸付契約終了後3か月以内に、借受人（借受人の死亡により契約終了の場合は相続人及び連帯保証人）による一括償還

3 申込から貸付審査・貸付決定まで

- ①申込書類に不備がないことの確認ができた後、不動産鑑定士により不動産（現に居住している土地）を鑑定します。
 - ②鑑定に基づく評価額が1,000万円以上の場合、第三者機関である「生活福祉資金運営委員会」の意見を聴いた上で世帯状況なども勘案して、貸付の適否を決定します。
(注1) 不動産の評価は、宮城県社会福祉協議会が依頼する不動産鑑定士が行います。
(注2) 原則として、評価額が1,000万円以上であること。1,000万円を下回った場合は貸付できません。
- 参考：固定資産税評価額は、地価公示価格の7割で評価されていることから、概ねの土地評価額は次の算定式により求めることが可能です。
「固定資産税評価額÷70×100＝概ねの土地評価額」

4 契約締結の際に宮城県社会福祉協議会が行う担保措置

- ①本件不動産に、根抵当権を設定し、登記します。
- ②本件不動産に、代物弁済時の所有権移転請求権保全のための仮登記をします。

5 連帯保証人について

- ①推定相続人の中から1名以上の連帯保証人の設定が必要で、連帯保証人は、借受人と連帯して債務を保証します。
- ②連帯保証人の責任は、借入申込者が本件不動産に設定した根抵当権の極度額を限度として、返済する義務を負います。
(注1) 契約時に推定相続人が存在しない場合は、連帯保証人は不要です。
(注2) 推定相続人とは、借受人の相続人となる見込みの人をいいます。

6 留意事項

- ①申込みや契約にかかる費用、(契約前・契約締結後の不動産鑑定料及び再鑑定料、不動産登記費用、証明書等発行手数料等)は、借入申込者の負担となりますのでご了承ください。貸付に至らなかった場合や、ご自身の都合で借入申込を辞退された場合でも、かかった費用は自己負担となりますのでご注意ください。
- ②貸付契約の終了時には、自己資金もしくは担保不動産の売却などによって貸付元利金を償還していただくことになります。申込みに際しては十分に検討いただくとともに、ご家族ともよくご相談ください。
- ③貸付期間中、3年ごとに土地の再評価を行います。再鑑定にかかる費用は、借受人が負担します。
- ④居住用不動産の処分その他の貸付契約に係る費用は、借受人が負担します。

4-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

本資金を活用しなければ、生活保護の支給を要することとなる要保護世帯であると、**生活保護の実施機関(福祉事務所)**が認めた**高齢者世帯**で、一定の居住用不動産(土地・建物)を持ち、その居住用資産を担保に生活資金を貸付ける制度です。

1 対象となる世帯

- ①借入申込者及び配偶者が、原則65歳以上であり、かつ、本資金を活用しなければ生活保護の支給を要することとなる要保護世帯であると、保護の実施機関(福祉事務所)が認めた高齢者世帯であること。
- ②担保となる不動産を有し、借入申込者が単独で所有(同居の配偶者との共有含む)していること。
- ③将来にわたり住居を所有し、住み続けることを希望していること。
- ④不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。

2 貸付内容

貸付限度額	本件不動産(土地、建物)の評価額の70%程度[集合住宅(マンション)は50%程度]
貸付期間	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間、又は借受人が死亡するまでの期間 (注)借受人が亡くなられた場合、借受人の配偶者が貸付契約を承継する場合を除き、契約終了となります。
貸付月額	保護の実施機関(福祉事務所)が算定した額とし、原則1か月ごとに送金
貸付利子	年利3%又は毎年度4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い方
償還期間・償還方法	貸付契約終了後3か月以内に、借受人又は相続人による一括償還

3 申請から決定の流れ

- ①借受申込者は福祉事務所に、生活保護受給の相談を行います。
- ②福祉事務所は借受申込人から生活保護受給の申請受理後、資産調査で借受申込人の一定の居住用不動産の保有を把握すると、推定相続人の状況や制度利用の同意等が確認できた後に、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の申請に係る必要書類を宮城県社会福祉協議会に提出します。
- ③申込書類に不備がないことの確認ができた後、不動産鑑定士により不動産(現に居住している土地・建物)を鑑定します。
- ④鑑定に基づく評価額が500万円以上の場合、第三者機関である「生活福祉資金運営委員会」の意見を聴いた上で世帯状況なども勘案して、貸付の適否を決定します。

(注1) 不動産の評価は、宮城県社会福祉協議会が依頼する不動産鑑定士が行います。

(注2) 原則として、評価額が500万円以上であること。500万円を下回った場合は貸付できません。

参考: 固定資産税評価額は、地価公示価格の7割で評価されていることから、概ねの土地評価額は次の算定式により求めることが可能です。

「固定資産税評価額÷70×100=概ねの土地評価額」

4 契約締結の際に宮城県社会福祉協議会が行う担保措置

本件不動産に根抵当権を設定し、登記します。

5 連帯保証人

連帯保証人は不要です。

6 留意事項

- ①申込みや契約にかかる費用（貸付前の不動産鑑定料・契約締結に伴う不動産登記費用）は、保護の実施機関（福祉事務所）が負担します。
- ②貸付契約の終了の際には、原則、推定相続人の方が貸付元利金を一括償還していただくことになります。
- ③貸付期間中、3年ごとに土地の再評価を行います。再鑑定に係る費用は、本会が負担します。
- ④居住用不動産の処分その他の貸付契約に係る費用は、本会が負担します。

■ 臨時特例つなぎ資金

解雇や雇止等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難な離職者の方で、公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されていて、当該給付・貸付開始までの生活に困窮されている方を対象に、その間の生活費を貸付する制度です。

1 貸付対象世帯

住居の無い離職者で、以下の条件すべてに該当する人が対象となります。

- ①生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援を受けていること
- ②離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されており、当該給付・貸付開始までの生活に困窮していること
- ③借入申込者本人名義の預金通帳を有していること

2 貸付限度額

100,000円以内

3 償還期間

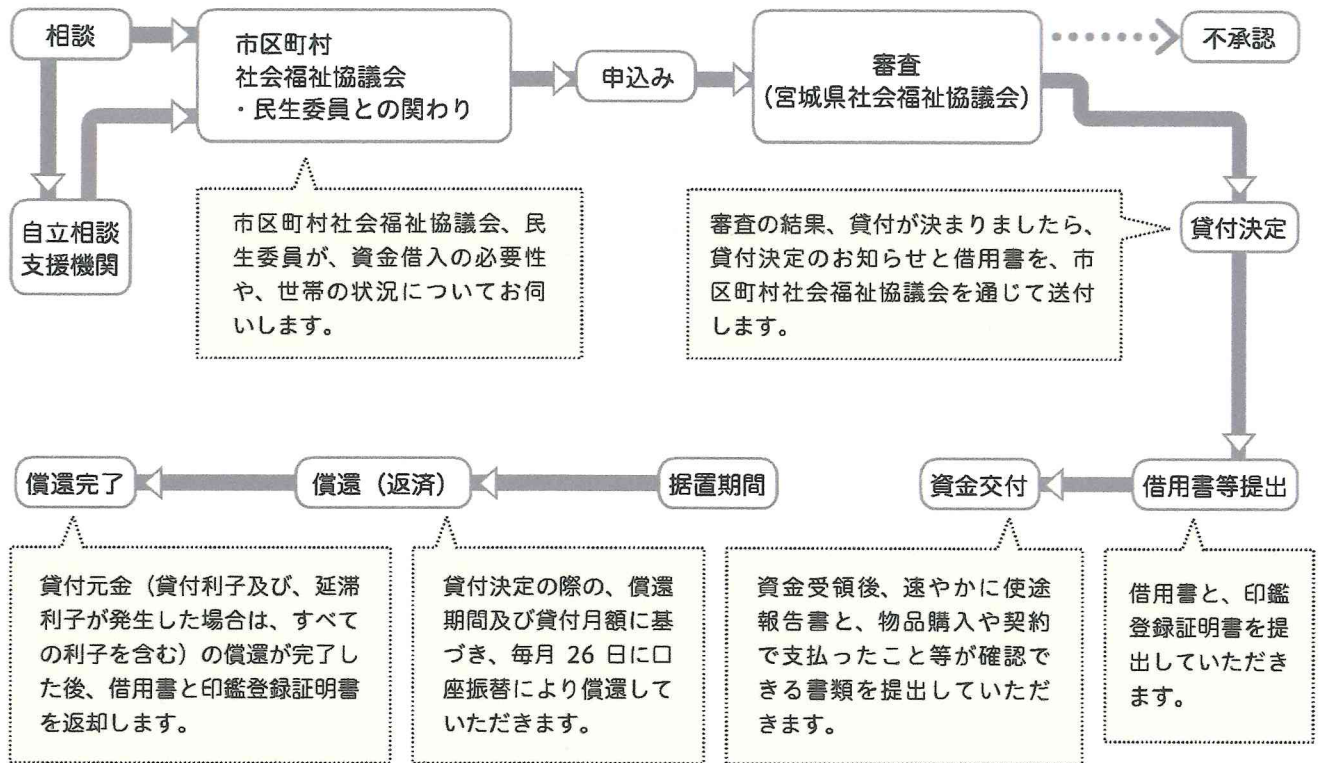
申請中の公的給付制度又は公的貸付制度の交付が行われた時点から、原則1か月以内に一括償還とする。
ただし、一括償還ができない場合は、公的給付制度又は公的貸付による交付を受けた日から1年以内とする。

4 申込に必要な書類

- ①臨時特例つなぎ資金借入申込書
- ②公的給付制度又は公的貸付制度の交付又は申請をしている場合は、その状況がわかる次のいずれかの書類
 - ・住居確保給付金については、「住居確保給付金支給申請書」に福祉事務所の受付印を押印したものの写し
 - ・雇用保険については、「受給資格者証」又は「公共職業安定所（ハローワーク）の受理印のある離職票1及び2」の写し
 - ・職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当及び求職者支援資金融資については、「受講申込・事前審査書」の写し
 - ・生活保護については、「生活保護申請書」の写し
- ③借入申込者名義の預金通帳の写し
- ④借用書

※ なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を約束するものではありません。

貸付けから償還までの流れ



(一部資金費目で異なる場合があります)